

沖縄海区漁業調整委員会指示20第2号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年9月1日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 桃原仁一

第1 定義

この指示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
- (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属及びゾウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (4) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
- (5) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
- (6) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。

第2 操業の承認

当該海域において、第1(2)から(6)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を管轄する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）及びその他沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第3 採捕の禁止

当該海域においては、抱卵したイセエビ属、セミエビ属又はゾウリエビ属に属するエビを採捕してはならない。

第4 採捕禁止の期間

当該海域における採捕禁止期間は、次のとおりとする。

- (1) イセエビ漁業 4月1日から7月31日までとする。
- (2) シャコガイ漁業 6月1日から9月30日までとする。

第5 漁具の禁止

当該海域においては、潜水器（簡易潜水器を含む。）を用いて水産動植物を採捕してはならない。

第6 操業の制限

当該海域の船舶の交通がふくそうする区域では、漁具を固定して行う操業をしてはならない。

第7 禁止事項の解除

- 1 第3から第5までの規定は、調査試験研究を目的とする操業であって、当該操業について委員会の操業承認を受けたものについては、適用しない。
- 2 第2に規定する操業の承認に必要な書類の提出は、1に規定する操業の承認について準用する。

第8 みなし承認

南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における漁業の操業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における漁業の操業について、それぞれ平成20年9月1日に第2の承認を受けたものとみなす。

第9 承認内容の変更

承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第10 承認証の再交付

承認を受けた者が承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく操業承認再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

第11 承認証の交付

委員会は、第2、第7及び第9により承認したとき、又は第10により申請があったときは、漁業操業承認証（第5号様式）を交付する。

第12 承認旗章の掲揚

承認を受けた者は、その承認内容に係わる操業を行うときは、承認旗章（第6号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

第13 操業実績の報告

- 1 承認を受けた者（第8の規定によりみなし承認された者を含む。）は、毎年1月から12月までの操業実績（第7号様式）を翌年の1月末日までに委員会に提出しなければならない。
- 2 第8の規定によりみなし承認された者の操業実績報告は、その所属する漁業組合又は水産組合及び在住する村を経由し、委員会に提出しなければならない。

第14 この指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

別表

1	海域の位置 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次結んだ線並びにイとチを結んだ線により囲まれた区域のうち、南大東島の最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域 (点の位置)
	点イ 北緯 25度 52.300分 東経 131度 13.150分
	点ロ 北緯 25度 52.666分 東経 131度 14.800分
	点ハ 北緯 25度 52.266分 東経 131度 16.283分
	点ニ 北緯 25度 51.133分 東経 131度 16.916分
	点ホ 北緯 25度 49.616分 東経 131度 16.400分
	点ヘ 北緯 25度 48.733分 東経 131度 15.816分
	点ト 北緯 25度 48.350分 東経 131度 13.883分
	点チ 北緯 25度 49.316分 東経 131度 12.366分
2	海域の位置 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次結んだ線並びにイとチを結んだ線により囲まれた区域のうち、北大東島の最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域 (点の位置)
	点イ 北緯 25度 58.116分 東経 131度 16.800分
	点ロ 北緯 25度 57.683分 東経 131度 18.116分
	点ハ 北緯 25度 57.733分 東経 131度 19.283分
	点ニ 北緯 25度 57.383分 東経 131度 20.516分
	点ホ 北緯 25度 55.683分 東経 131度 19.700分
	点ヘ 北緯 25度 55.383分 東経 131度 18.483分
	点ト 北緯 25度 55.850分 東経 131度 17.283分
	点チ 北緯 25度 57.116分 東経 131度 16.800分